

○ 銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年内閣府令第十号）
財務省

改正案	現行
（機構の会員となる手続） 第二条 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）の会員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 本店又は主たる事務所の所在地（外国銀行支店の場合にあつては、当該外国銀行支店に係る銀行法第十條第二項第八号に規定する外国銀行（次項において「外国銀行」という。）の同法第四十七條第一項に規定する主たる外国銀行支店の所在地。次条第一項において同じ。） 四 （略） 2 （略）	（機構の会員となる手続） 第二条 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）の会員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 本店又は主たる事務所の所在地（外国銀行支店の場合にあつては、当該外国銀行支店に係る銀行法第四十七條第一項に規定する外国銀行（次項において「外国銀行」という。）の同条第一項に規定する主たる外国銀行支店の所在地。次条第一項において同じ。）。 四 （略） 2 （略）